特別区職員Ⅰ類採用試験【一般方式】、【土木・建築新方式】の申込状況

特別区人事委員会は、3月19日（木）から5月1日（金）にかけて、特別区職員Ⅰ類採用試験【一般方式】、【土木・建築新方式】の申込受付を行いました。

Ⅰ類採用試験の延期

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、5月3日（日）に予定していた特別区職員Ⅰ類採用試験【一般方式】、【土木・建築新方式】の第1次試験は延期することとしました。

また、試験の延期に伴い、当初4月6日（月）までとしていた申込受付も5月1日（金）まで延長しました。

申込状況

【一般方式】では全試験区分の申込者数が16860人となり、昨年度より増加しました。試験区分ごとでは、建築のみ申込者数が減少しましたが、その他の試験区分では申込者数が増加しました。

【土木・建築新方式】では全試験区分の申込者数が217人となり、昨年度より増加しました。試験区分ごとでは、土木造園（土木）は申込者数が減少し、建築では申込者数が増加しました。

【一般方式】、【土木・建築新方式】とも、採用予定数が減少し、申込者数が増加したため、倍率は上昇しています。

今後の予定

【一般方式】、【土木・建築新方式】共通

第1次試験は7月26日（日）に実施します。その他の試験日程等については、特別区人事委員会のホームページに掲載しています。

（特別区人事委員会事務局）

令和２年度特別区職員Ⅰ類採用試験【一般方式】、【土木・建築新方式】申込状況

試験区分		令和２年度 採用予定数（名程度）	令和２年度 申込者数（名） A	令和２年度 倍率（倍）	令和元年度 採用予定数（名程度）	令和元年度 申込者数（名） B	令和元年度 倍率（倍）	増減 採用予定数（名程度）	増減 申込者数（名） C=A-B	増減 増減率（%） D=C/B
一般方式	事務	906	14,339	15.8	966	13,296	13.8	▲ 60	1,043	7.8
	土木造園（土木）	48	432	9.0	59	367	6.2	▲ 11	65	17.7
	土木造園（造園）	6	87	14.5	20	71	3.6	▲ 14	16	22.5
	建築	50	160	3.2	69	173	2.5	▲ 19	▲ 13	▲ 7.5
	機械	16	123	7.7	30	89	3.0	▲ 14	34	38.2
	電気	21	161	7.7	37	158	4.3	▲ 16	3	1.9
	福祉	87	567	6.5	126	549	4.4	▲ 39	18	3.3
	心理	26	292	11.2	38	273	7.2	▲ 12	19	7.0
	衛生監視（衛生）	33	191	5.8	49	166	3.4	▲ 16	25	15.1
	衛生監視（化学）	5	103	20.6	5	45	9.0	0	58	128.9
	保健師	78	405	5.2	78	402	5.2	0	3	0.7
	技術・専門職合計	370	2,521	6.8	511	2,293	4.5	▲ 141	228	9.9
	全区分合計	1,276	16,860	13.2	1,477	15,589	10.6	▲ 201	1,271	8.2
土木・建築新方式	土木造園（土木）	8	138	17.3	10	143	14.3	▲ 2	▲ 5	▲ 3.5
	建築	6	79	13.2	9	60	6.7	▲ 3	19	31.7
	合計	14	217	15.5	19	203	10.7	▲ 5	14	6.9

厚生関係施設の利用実績

■厚生関係施設

特別区人事・厚生事務組合（以下「特人厚」といいます。）は、23区の共同処理事務として厚生関係施設（更生施設、宿所提供施設及び宿泊所）を設置・管理しています。厚生関係施設は、生活に困窮している方や居所に困っている方に対するセーフティネットの一翼を担うものです。現在、生活保護法に基づく保護施設である更生施設8施設（男性単身6施設、女性単身2施設）及び宿所提供施設（以下「宿提」といいます。）9施設並びに社会福祉法に基づく宿泊所4施設（内、高浜荘は現在改修工事のため事業休止中）の合計21施設を設置・管理しています。

■利用状況

表1は直近10年間の厚生関係施設入所世帯数（※1）を示したものです。令和元年度は、厚生関係施設（更生施設9施設（社福）特人厚社会福祉事業団設置更生施設塩崎荘を含む）及び宿提8施設並びに宿泊所4施設）合計で1508世帯を受け入れました。

■入所原因

表2は更生施設の令和元年度における男女別入所原因を割合で示したものです。男性、女性とも、居所がなく生活に困窮した方が最も多く占めています。また、利用者には障害者手帳をお持ちの方が多数おり、特に精神障害者福祉保健手帳は男性施設で全体の17％、女性施設で26％程度の方が所持しています。アルコール依存症と診断を受けた方も男性施設で全体の11％、女性施設で3％程度います。精神疾患やアルコール問題を抱える方の割合は、男性施設では概ね横ばいですが、女性施設では昨年度に比べ減少しています。

表3は宿提及び宿泊所の入所原因を割合で示したものです。現在、宿提及び宿泊所は緊急一時保護事業を実施し、居所を喪失し緊急対応を要する世帯の受入れ等を行っています。パートナー等からの暴力（DV）及び離婚・親族不和など家庭内の問題で緊急対応を必要とする方が、宿提で31％、宿泊所では56％程度を占めています。受入れ対象者は、り災により居所を失った方を除き、女性単身又は家族であり、近年ではDVからの避難という急迫状態で入所される方が多くいます。緊急一時保護事業での施設の利用期間は原則3か月です。短期での自立が困難な世帯の割合は近年、減少傾向ではあるものの、それでも40％前後を推移しています。

■今後の課題

平成30年8月に特別区長会において了承された「厚生関係施設等の今後のあり方について　厚生関係施設再編整備計画（平成31年度～40年度）」を受けて設置した厚

表1　厚生関係施設入所実績

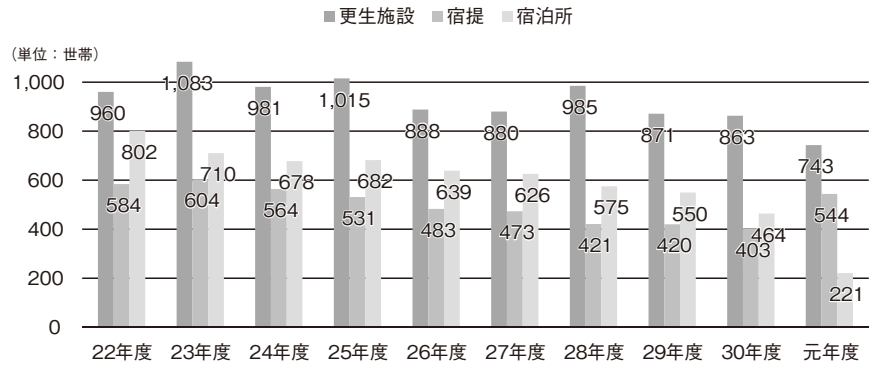

※1　入所世帯数‥1年間に施設で新たに受け入れた世帯数

表2　更生施設（塩崎荘を含む）の入所原因

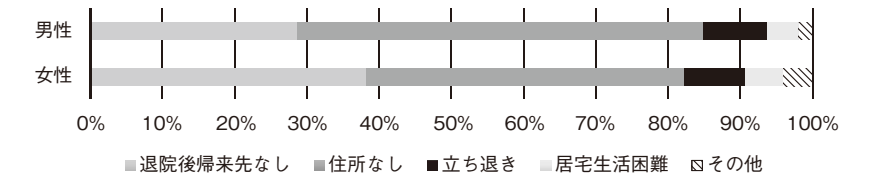

表3　宿所提供施設・宿泊所入所原因

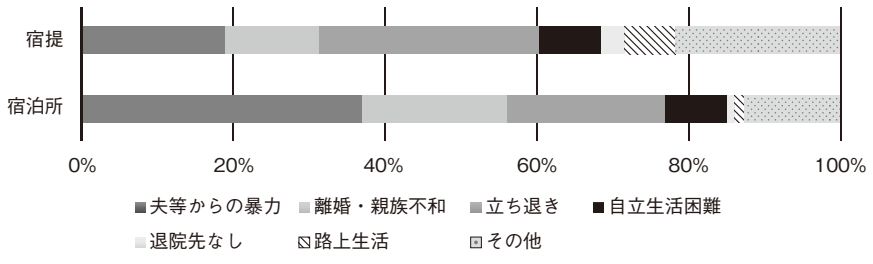

生関係施設運営協議会救護施設検討部会では、平成30年10月から、更生施設の救護施設への種別転換等の検討を行っています。精神疾患、知的障害等を抱える利用者が多く、専門的な支援が不足している現状を解消し、より手厚い支援を行っていくため、議論を重ねていきます。

さらに、令和2年4月から「東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例」が施行されたことや、生活保護法の改正により、居宅での日常生活が困難な方に日常生活上の支援を行う「日常生活支援住居施設」の仕組みが創設されたこと等から、厚生関係施設運営協議会に新たに宿所提供施設・宿泊所のあり方検討部会を設置し、多様化した現在の宿提と宿泊所の利用者に対応していくために検討を行います。

今年度も更なる議論を積み重ね、23区、施設とより緊密な連携を図り、厚生関係施設が有効に活用されるよう厚生関係事業を検討、実施していきます。

（特別区人事・厚生事務組合　厚生部施設運営課）

令和2年度 公益財団法人特別区協議会第1回理事会の結果

5月の第1回理事会は、書面開催しました。
付議案件の審議結果は次のとおりです。

1 令和元年度事業報告（承認）
2 令和元年度資金の運用実績報告（了承）
3 令和元年度決算（承認）
4 財産の一部処分及び令和2年度補正予算（第1号）（承認）
5 「（仮称）東京区政会館別館（特別区職員研修所）新築工事」の請負工事契約について（了承）
6 公益財団法人特別区協議会組織規程の一部を改正する規程（承認）
7 公益財団法人特別区協議会情報公開規程の一部を改正する規程（承認）
8 公益財団法人特別区協議会個人情報保護規程の一部を改正する規程（承認）
9 評議員選定委員会委員の選任について（決定）
10 評議員候補者の推薦について（決定）
11 理事及び監事候補者の推薦について（決定）
12 特別区制度懇談会委員の選任について（決定）
13 令和2年度定時評議員会の開催について（決定）

※なお、1～3、11の議案は、6月26日（金）開催予定の定時評議員会に付議します。

（特別区協議会総務部）

公益財団法人特別区協議会からのお知らせ

毎月掲載している都立大学オープンユニバーシティ飯田橋キャンパスからの開講講座のご案内は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、講座が中止されているため、令和2年5月号から掲載を休止しています。

（特別区協議会事業部）

特別区長会
新幹事・会計監事が就任

特別区長会の新幹事及び会計監事が、令和2年5月15日付で就任しました。

さる4月16日に開催された特別区長会総会で選任されていたもので、任期は令和3年5月14日までの1年となります。

なお、会長及び副会長は、昨年5月15日からの2年の任期中であり、改選はありません。

役員及び会計監事は表のとおりです。

（特別区長会事務局）

特別区長会役員

会　長	山崎　孝明	江東区長
副会長	武井　雅昭	港　区長
副会長	成澤　廣修	文京区長
* 幹　事	吉住　健一	新宿区長
* 幹　事	服部　征夫	台東区長
* 幹　事	保坂　展人	世田谷区長
* 幹　事	田中　良	杉並区長
* 幹　事	斉藤　猛	江戸川区長

* 会計監事	松原　忠義	大田区長
* 会計監事	前川　燿男	練馬区長

*印：今回改選の役員等

令和2年5月
特別区長会総会定例会・議長会主な案件等

特別区長会総会定例会

5.15

■オール東京62市区町村共同事業について
■各団体議会等提出予定案件について
■地方分権改革について
■各種審議会委員等の推薦について
■区長会専門部会等の構成について
■令和2年度特別区職員Ⅰ類採用試験について

（特別区長会事務局）

議長会

5.18

■関東市議会議長会定期総会（書面開催）の概要について
■令和元年度特別区議会議長会収支決算の認定について
■特別区議会議長会の活動概要と次期への申し送りについて

（特別区議会議長会事務局）

特別区職員共同研修
児童相談所関連研修計画の策定

特別区職員研修所では、これまで特別区の児童相談所設置に向けた人材育成を中心に共同研修を実施してきました。

本年3月に、令和2年度以降の児童相談所関連研修運営の基本方針及び当面実施する研修体系を整理・明確化するとともに、今後の課題及び方向性を明らかにするため、「特別区職員共同研修児童相談所関連研修計画（令和2年度～令和4年度）」を策定しましたので内容を一部紹介します。

〈基本方針〉

特別区児童相談所職員をはじめ、子ども家庭福祉分野に携わる職員の専門性と実践力の強化及び関連する様々な機関の有機的な連携に資する児童相談所関連研修を企画し、実施していきます。

研修体系としては、法定研修とそれ以外の課題別研修で区分します。法定研修については、令和2年度より「児童福祉司任用後研修」及び「児童福祉司スーパーバイザー研修」を新設し、将来的には、職員の受講が義務付けられている全ての法定研修の実施を目指します。課題別研修については、重要性の高い分野の課題を抽出するとともに、職種別、経験年数別の研修を一部導入し、段階的能力強化を図ります。（表1）

〈重点事項〉

①専門性の強化

児童相談所職員等には、複雑・多様化する児童虐待、少年非行等の問題に適切に対応し得る専門的知識・技術が求められます。このため、子どもの人権や、育成等に係る様々な専門知識、法令や国の指針等の最新知識、ケースの多様性を踏まえたアセスメント、具体的場面に応じた対応スキル等の習得を図るカリキュラムを構築します。講師については、学識経験者、研究者等の他、児童相談所等の実務経験者を活用し、専門的な実践力の強化を図ります。

表1 令和2年度児童相談所関連研修（予定）

研修体系	研修名
法定研修	児童福祉司任用前講習会・指定講習会
	児童福祉司任用後研修
	児童福祉司スーパーバイザー研修
課題別研修	児童福祉司（1～2年目）
	児童福祉司（3～4年目）
	児童心理司（1～2年目）
	児童心理司（3～4年目）
	一時保護所職員
	児童虐待への対応
	児童家庭福祉
	司法面接
	児童相談所関連トピックス（試行）

②法制度の改正等最新動向の反映

児童の問題に係る国の検討動向等を注視し、関連する法制度改正等は適時研修カリキュラム等に反映します。

③検討体制の整備

研修カリキュラム等の検討にあたっては、専門性を確保し、特別区のニーズ、社会状況等を適切に反映するため、「児童相談所の職員等の専門性強化に係る法定及び課題別研修企画委員会（構成員：学識経験者等）」及び「研修企画会議（構成員：特別区児童相談所、同子ども家庭支援センター職員等）」を設置します。

④関係機関との連携

児童虐待問題等の複雑・多様化に伴い、多機関連携が求められている状況を踏まえ、司法関係機関等を始めとして関係機関職員の講師への登用を積極的に進めます。

⑤他自治体職員の受入れ

児童虐待が重大な社会問題であり、適切に対応していくことが全国自治体に等しく課せられた使命であることを踏まえ、児童相談所関連研修において、他自治体職員の研修受講を可能な限り受け入れていきます。異なる自治体職員による参加は、演習等を通じて幅広い視野や知見の習得に寄与するばかりでなく、広域的なネットワークの形成に資する効果も期待できます。

〈今後の課題及び検討の方向性〉

児童福祉法に規定される児童相談所長研修の実施や、児童相談所長その他の管理監督者を対象とした、組織マネジメントに焦点を当てた課題別研修の実施を検討します。

また、関係機関との更なる連携を図ると共に、児童相談行政に携わる専門職種間の連携に資するカリキュラムや研修方法の改善等について検討を行います。

さらに、保健師、保育士等を対象にした専門研修等においても、子ども家庭福祉行政に関する学習項目の設定が必要とされるものを洗い出し、研修カリキュラム等の見直し、再編等を検討していきます。

【子ども家庭福祉行政の未来に向けて】

研修を通じ、受講した全ての職員が「子どもの最善の利益のために特別区子ども家庭福祉行政の未来に向け貢献していく」意識を持ち、意欲的に職務に取り組んでいただくため、当研修所では研修の構築と改善に今後も継続して努めていきます。

（特別区職員研修所）

中間処理ってなに？

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）は、東京23区から排出されるごみの中間処理を行っています。所管する施設には、清掃工場をはじめ、不燃ごみ処理センター、粗大ごみ破砕処理施設などがあります。

今回は、23区の衛生環境を陰ながら支えている、これらの中間処理施設の役割を紹介します。

◆中間処理とは

中間処理とは、「廃棄物を減量・減容化、安定化、無害化、資源化すること」を指します。清掃一組では、可燃ごみを焼却し、不燃ごみ・粗大ごみを細かく破砕することで、この中間処理を行います。

江戸川清掃工場が平成9年に新しく建て替えられ、東京23区のごみは全量中間処理できるようになりました。

埋立処分場の様子（昭和40年頃）

それまでは一部の可燃ごみをそのまま埋め立てていたため、埋立処分場では悪臭や害虫が発生していました。

ごみを焼却することで、ばい菌や害虫、においの発生などを防ぎ、衛生的な環境を保つことができます。また、焼却して灰にすると、体積は元のごみの約20分の1になります。全量中間処理の達成により、最終処分量が減り、限りある埋立処分場の寿命が大きく伸びました。

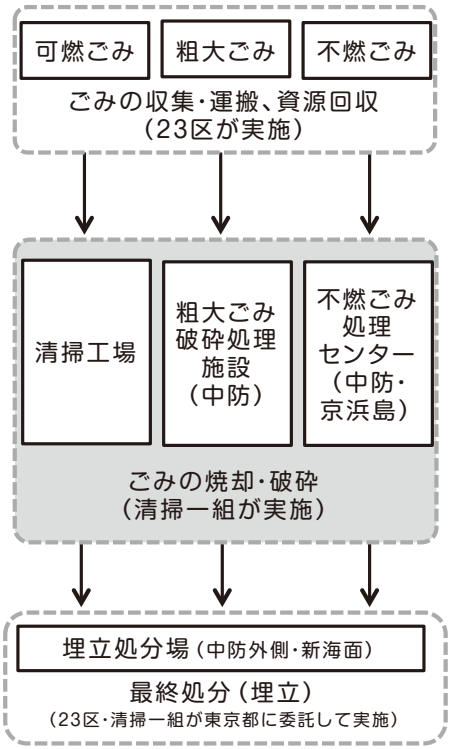

◆清掃工場

①清掃工場の役割

清掃工場は、令和2年4月1日現在、23区内で19工場稼働しています。清掃工場は、全ての区にある施設ではありません。そのため、23区が共同で設置した清掃一組が、管理・運営しています。

清掃工場では、主に一般家庭から出される可燃ごみを焼却しています。また、事業所から排出される一般廃棄物も焼却しています。平成30年度は、約271万トンのごみが清掃工場に搬入されました。清掃工場では、これらの可燃ごみを安全かつ安定的に焼却処理しています。そして、ごみの減容化と衛生的な生活環境の維持に貢献しています。

②清掃工場の仕組み

清掃工場では、単にごみを焼却しているわけではありません。周辺環境への影響を最小限にとどめつつ、確実にごみを処理する必要があります。

ごみを焼却すると、その過程で様々な有害物質が発生しますが、清掃一組では万全の環境対策を施しています。焼却炉は800℃～1000℃程度になるように制御されており、高温で燃やすことでダイオキシン類の発生を抑えます。排ガスは、ろ過式集じん器や触媒反応塔などいくつもの公害防止設備で有害物質を取り除いてから大気に放出されます。また、排ガス等の処理時に発生した汚水についても、下水排除基準を満たすように処理してから下水道に放流しています。

排ガスや排水の環境測定結果については、清掃一組のホームページや各清掃工場で公開しています。ぜひ一度ご覧ください。

ごみを焼却処理した際に発生する灰の多くは、東京湾にある埋立処分場に埋め立てられます。清掃一組では更なる最終処分量の削減のため、焼却灰の一部をセメントの原料として資源化しています。

また、ごみを焼却した際に発生する熱エネルギーを利用して、発電や近隣公共施設等への熱供給を行っています。つくられた電気は、清掃工場を稼働するために施設内で利用して、電力購入量や燃料費を削減するとともに、余った電気は電気事業者に売却しています。

◆不燃ごみ処理センター

不燃ごみを中間処理する施設は、23区内に2か所あります。中央防波堤内側埋立地と、大田区の京浜島に所在しています。

不燃ごみは、効率的に埋め立てるため、細かく砕いて容積を小さくします。その際、鉄・アルミニウムを磁力等によって回収し、資源として売却しています。

◆粗大ごみ破砕処理施設

粗大ごみを中間処理する施設は、23区内に1か所のみで、中央防波堤内側埋立地に所在しています。

粗大ごみは、木製家具などの大部分が燃える素材でできているものと、自転車やパイプ椅子のように、大部分が燃えない素材でできているものがあります。そこで、可燃系の粗大ごみと不燃系の粗大ごみを分けるところから処理は始まります。この選別作業は手作業で行っています。

選別した粗大ごみは、大きなハンマーのついた装置（破砕機）で細かく砕かれます。その際、ごみの中に含まれる鉄を、磁石の力を用いて回収します。回収された鉄は資源として売却しています。

破砕機内部のハンマー

細かく破砕された粗大ごみのうち、焼却できるものは清掃工場に運搬して焼却し、焼却に適さないものは埋立処分します。

1人が1日に出すごみの量（平成30年度）

（算出方法）ごみ排出量を人口で割り、単位をグラムにします。

2,754,296トン ／ 9,473,416人 ÷365日×1,000,000≒797グラム

人口の出典：東京都総務局統計部「住民基本台帳による世帯と人口（日本人及び外国人）」（平成30年10月1日現在）

※ごみ排出量は、事業系ごみを含みます。

797グラム

◆分別って必要なの？

中間処理の過程で資源を回収するなら、分別せずごみに出してもいいのではと思う方がいるかもしれません。しかし、選別機を用いて回収できる鉄やアルミニウムは、実際に不燃・粗大ごみに含まれている金属量のほんの一部に過ぎません。資源となる飲食用の缶や小型家電などは、ごみではなく、きちんと分別して資源回収に出すことが大切です。

また、日頃から正しくごみを分別し排出することは清掃工場の安定的な稼働に重要です。清掃工場に不燃ごみや粗大ごみが入ってしまうと、設備内で詰まったり、絡みついたりして、機器の動作不良や焼却炉の停止を招くことがあります。清掃工場が止まってしまうと、復旧に多くの時間と費用がかかるだけでなく、ごみの収集運搬に大きな影響が出てしまいます。

◆3つのRを実践しよう！

ごみ減量には、「3つのR」の実践が効果的です。

①Reduce（リデュース）

ごみになるものを「減らす」ことが最も効果的です。ごみになりそうなもの、例えば、レジ袋や余分な包装、食べ残しなどを減らしていくことが、ごみを減らす最も重要なステップです。

②Reuse（リユース）

ごみにならないよう「捨てずにまた使う」ことは、ごみを減らすことにつながります。リサイクルをするには、運搬や再加工などで多くのエネルギーや別の資源を消費します。フリーマーケットやリサイクルショップを利用する、詰め替えの商品を選ぶなど、できる範囲で取り組みましょう。

③Recycle（リサイクル）

それでも出てしまったごみは、きちんと分別して、「資源として再利用」しましょう。分別せずに捨てればごみとなり、処分されてしまいます。リサイクルすることによって、新しい製品として生まれ変わります。限りある資源を大切にしましょう。

◆皆さまの協力が必要です！

中間処理を安全に、安定的に行うために、私たち清掃一組は常に努力しています。しかし、区民の皆さま一人ひとりが自覚を持って正しい分別をすることが、清掃工場の安定的な稼働に最も重要です。

分別もリサイクルも、各ご家庭で行う必要があるものです。一人ひとりの行動により、23区全体のごみが減ったり、資源を再び利用したりできるようになります。一方で、「これくらいなら大丈夫だろう」と何気なく出したものが、清掃工場の設備故障や停止の原因になり、各区の収集運搬作業にも大きな影響を及ぼしてしまう可能性があります。清掃工場は23区の生活環境を衛生的に保つために欠かせない施設です。皆さまのご理解・ご協力をお願いします。

今回の記事により、少しでも中間処理への理解が深まり、また、清掃一組に興味を持っていただけると幸いです。

（東京二十三区清掃一部事務組合 総務部総務課）

TCK、競馬実施しています！

【無観客の広告大反響！】

４月６日（月）、今年70周年を迎えた大井競馬の開幕にあたり、ファンの皆様に対するメッセージを込めた大型広告『世界がいつかまた、騒がしくありますように。』を読売新聞朝刊の全30段型カラー広告（見開き2ページ）をはじめ、東京新聞朝刊、TCKホームページなどで展開いたしました。

大変ありがたい事にこの広告を見た方々からは「感動した」「泣ける」「頑張って」といった温かいお言葉をいただきました。

TCKホームページでは広告全文を掲載しておりますのでまだ見たことのない方はぜひ一度ご覧ください。

※大井競馬の開催日程につきましてはTCKホームページをご確認ください。

https://www.tokyocitykeiba.com/

【上半期大一番のレース！】

TCKのレースは、6・7月に上半期の大一番を迎えます。6月24日（水）にはダート上半期No.1決定戦である『帝王賞』が、7月8日（水）には南関東三冠レースの最終戦で、全国の3歳馬の頂点を決める『ジャパンダートダービー』が行われます。どちらのレースも、JRA所属馬・全国各地の地方馬が集結し、熱い戦いを繰り広げます。

昨年は『帝王賞』をオメガパフューム号が、『ジャパンダートダービー』をクリソベリル号が制し、下半期にはこの2頭が中心となり、ダート界の覇権争いを繰り広げました。今年はどのような展開になるのか、ぜひご注目ください。

＜開催日程＞
第5回開催　6月22日（月）～6月26日（金）
第6回開催　7月 6日（月）～7月10日（金）

（特別区競馬組合開催サービス課）

開催成績

（各回対比）

回別	開催日程	売得金額	利用者数	1日平均			前年度同時期対比（1日平均）		
				売得金額	利用者数	1人当り購買金額	売得金額	利用者数	1人当り購買金額
1	4／6~10	8,181,924,450円	780,412人	1,636,384,890円	156,082人	10,480円	99.8%	96.5%	103.4%

TCK INFORMATION

7月の開催予定

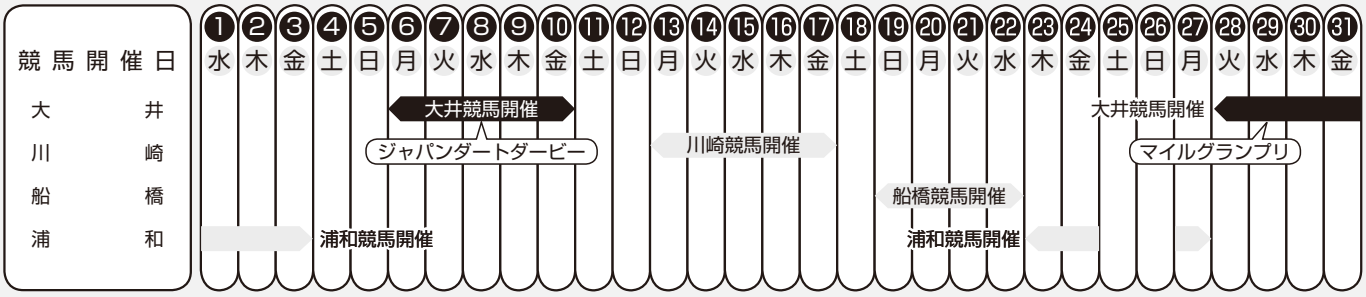

ジャパンダートダービー（JpnⅠ）

●7月8日（水）
●2,000m
羽田盃、東京ダービーと続いた南関東3歳クラシック三冠レースの最終関門です。地方・JRA共にトップクラスの3歳馬が結集する「砂のダービー」は、これまでにトーシンブリザード、カネヒキリ、フリオーソ、サクセスブロッケンなど数多くの名馬を送り出しました。近年は早い時期からダートの頂点を目指すJRA所属馬も多く、大きな注目が集まるレースです。

マイルグランプリ（SⅡ）

●7月29日（水）
●1,600m
スピードと持久力のバランスが試される1マイル戦（1,600m）で、春シーズンに成長した上昇馬と実績馬がぶつかる真夏のレースに、秋から年末へと続く重賞戦線を見据えた有力馬たちが出走します。過去の優勝馬には南関東を代表する数多くの実力馬が名を連ねています。

8月の開催予定

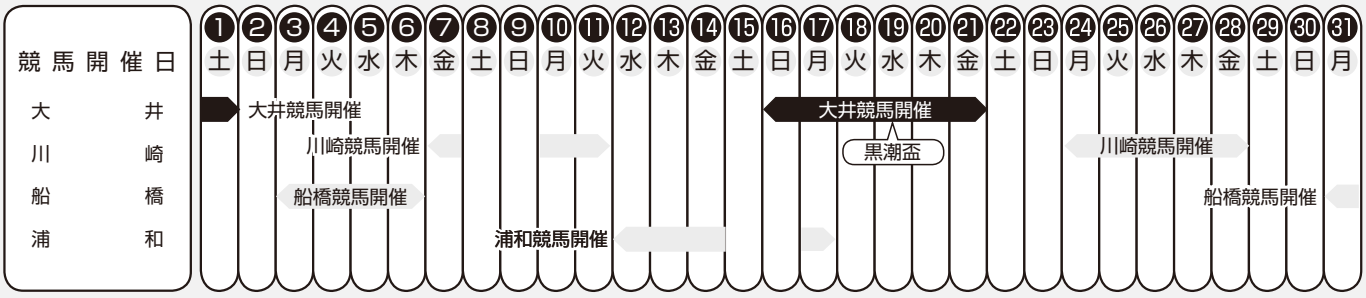

黒潮盃（SⅡ）

●8月19日（水）
●1,800m
真夏の3歳限定戦として毎年多くの来場者で賑わう重賞となっています。春のクラシックロードを戦った実績馬に対し、夏を迎えて急成長した上昇馬や秋の飛躍を期する他地区の実力馬が激しいレースを繰り広げます。

■交通のご案内

●無料バスのご案内
大井町線（東急バス）
往路：JR大井町駅（中央口東・7番停留所）
復路：正門2番乗り場より運行

●復路のみの無料バスのご案内
①品川駅経由目黒線（都バス・品93系統路線バス）
復路：正門1番乗り場より運行
②JR品川駅直行バス（都バス）
★トゥインクルレース開催及び年末開催中のみ運行
復路：正門1番乗り場より運行

●その他の交通機関のご案内（有料）
東京モノレール「大井競馬場前」駅下車、徒歩2分
京浜急行「立会川」駅（急行停車）下車、徒歩12分

■駐車場のご案内

第1駐車場1,471台
料金：1日1台につき車1,000円、
オートバイ200円
※第2、3駐車場は混雑時のみ営業します。

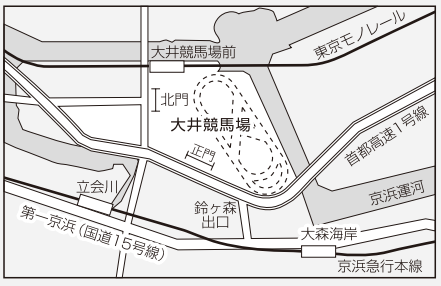

編集

●特別区長会事務局調査第１課	TEL（5210）9738	ホームページhttp://www.tokyo23city-kuchokai.jp/
●特別区議会議長会事務局	TEL（5210）9731	ホームページhttp://www.tokyo23city-gichokai.jp/
●特別区人事・厚生事務組合総務部企画財政課	TEL（5210）9916	ホームページhttp://www.tokyo23city.or.jp/
●公益財団法人特別区協議会総務部企画財政課	TEL（5210）9917	ホームページhttp://www.tokyo-23city.or.jp/
●東京二十三区清掃一部事務組合総務部総務課	TEL（6238）0615	ホームページhttp://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/
●特別区競馬組合競馬事務局開催サービス課	TEL（3763）2170	ホームページhttp://www.tokyocitykeiba.com/

発行：公益財団法人特別区協議会総務部企画財政課 TEL（5210）9917　　No.363　令和2年6月10日発行